

## 改 革 に 伴 う 諸 課 題

(地方法人課税小委員会報告より)

### ○ 外形標準課税の導入に際しての課題

- ・ 外形標準課税の導入に伴う税負担の変動
- ・ 納税事務負担
- ・ 既存の地方税との関係

### ○ 税負担等への配慮に関する課題

- ・ 中小法人の取扱い
- ・ 創業期の法人の取扱い
- ・ 雇用への配慮
- ・ 経過的な措置

## 中小法人への配慮方策（例）

- 軽減税率方式
- 基礎控除方式
- 免税点方式
- 導入率変更方式

## ○ 軽減税率方式

### 考え方

一定条件を満たす者について、低い税率を適用するものであり、その考え方として、以下の3通りが考えられる。

① 課税標準額のうちの一定以下の規模の部分について、低い税率を適用する仕組み。

② 課税標準額以外の指標に着目して、一定の納税者（例：資本金1億円以下の中小法人）について低い税率を適用する仕組み。

③ ①と②を組み合わせたもの

### ①採用税目

- ・法人事業税 年間所得400万円以下  
年間所得400万円～800万円以下 } など

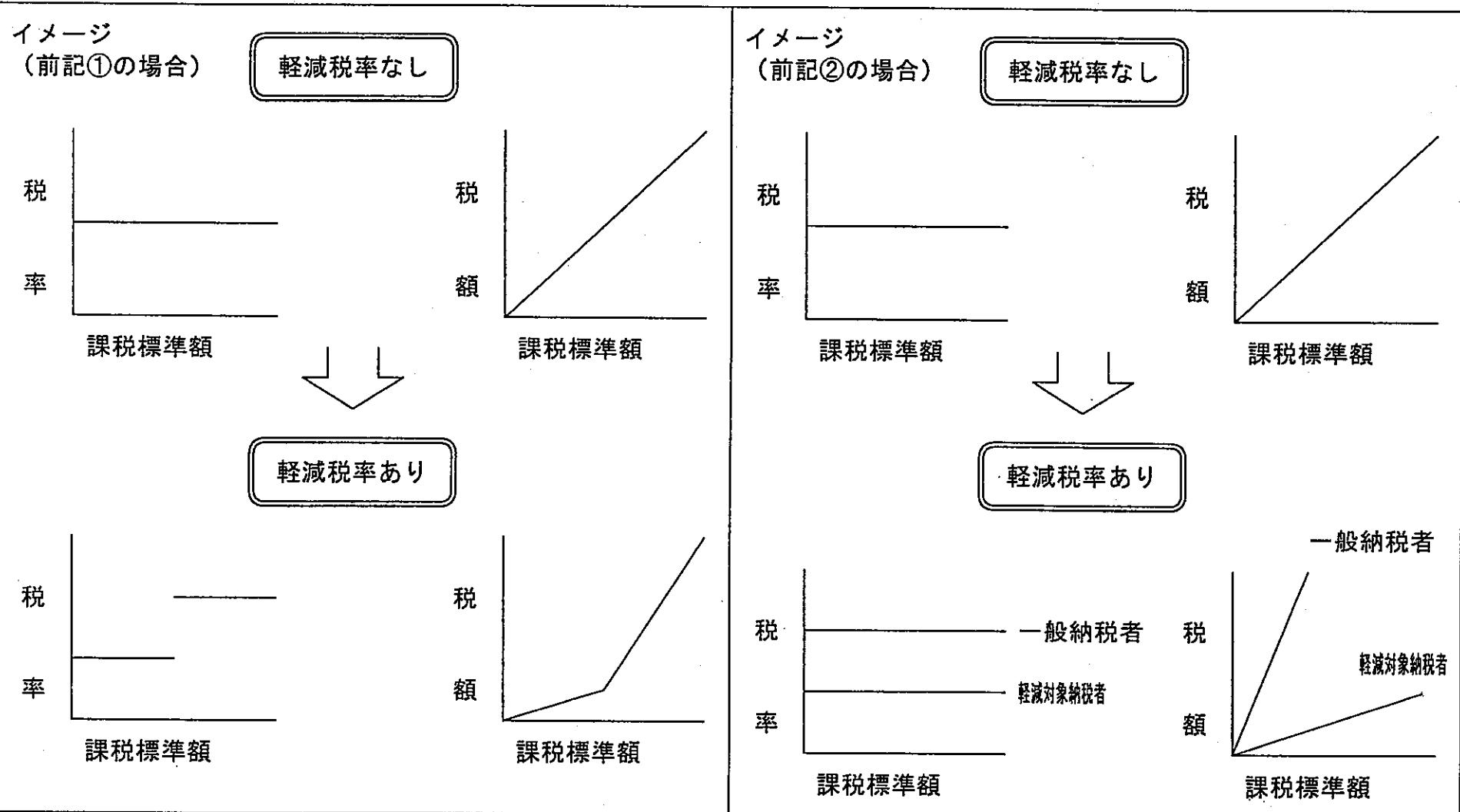
### ②採用税目

- ・法人住民税均等割（従業員数50人以下の場合）
  - ・不動産取得税（住宅の取得）
- } など

### ③採用税目

- ・法人税（資本金1億円以下の法人の年間所得800万円以下の部分）
- など

○ 軽減税率方式 (つづき)



## ○ 基礎控除方式

考え方	イメージ
<p>課税標準から一定の額を控除する場合の控除であるが、他の方式と異なり、事実存在確認のための手続(確認資料の添付等)を必要としない点に特徴があると言える。</p> <p>また、課税標準がいかに大きくても常に一定額が控除されてしまう点に留意。</p>	<p>基礎控除なし</p> <p>基礎控除なし</p> <p>税率</p> <p>税額</p> <p>課税標準額</p> <p>基础控除あり</p> <p>税率</p> <p>税額</p> <p>基礎控除額</p> <p>課税標準額(控除前)</p> <p>課税標準額(控除前)</p>
<p>採用税目</p> <ul style="list-style-type: none"><li>個人住民税(所得割の基礎控除(33万円))</li><li>個人事業税(290万円の事業主控除)</li><li>所得税(基礎控除(38万円))</li></ul>	

## ○ 免税点方式

### 考え方

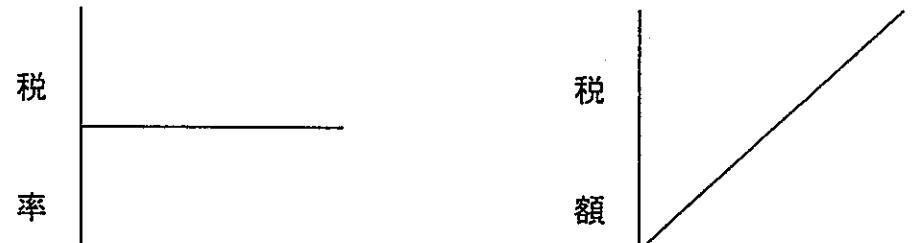
①零細な課税客体についてまで税負担を求めるるとすると、税収入に比較して徴税費が割高となり、また課税事務もはんぱになること ②零細負担又は大衆負担を回避すること 等の理由から、免税点以下のものについては、課税を行わないこととするものである。

### 採用税目

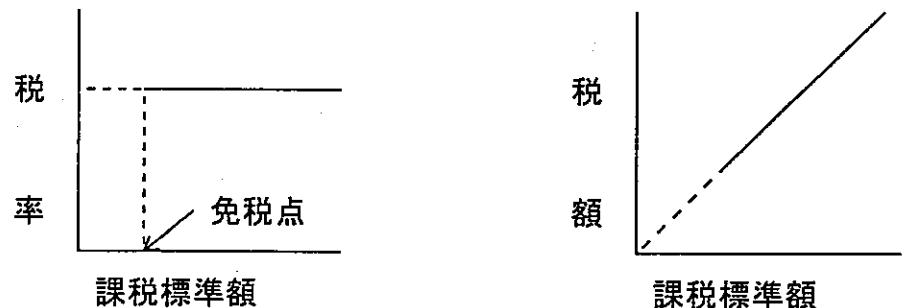
・不動産取得税	土地の取得 家屋の取得	10万円 23万円	など
・固定資産税	土地 家屋 償却資産	30万円 20万円 150万円	
・事業所税	資産割 従業者割	1,000m <sup>2</sup> 100人	

### イメージ

免税点なし



免税点あり



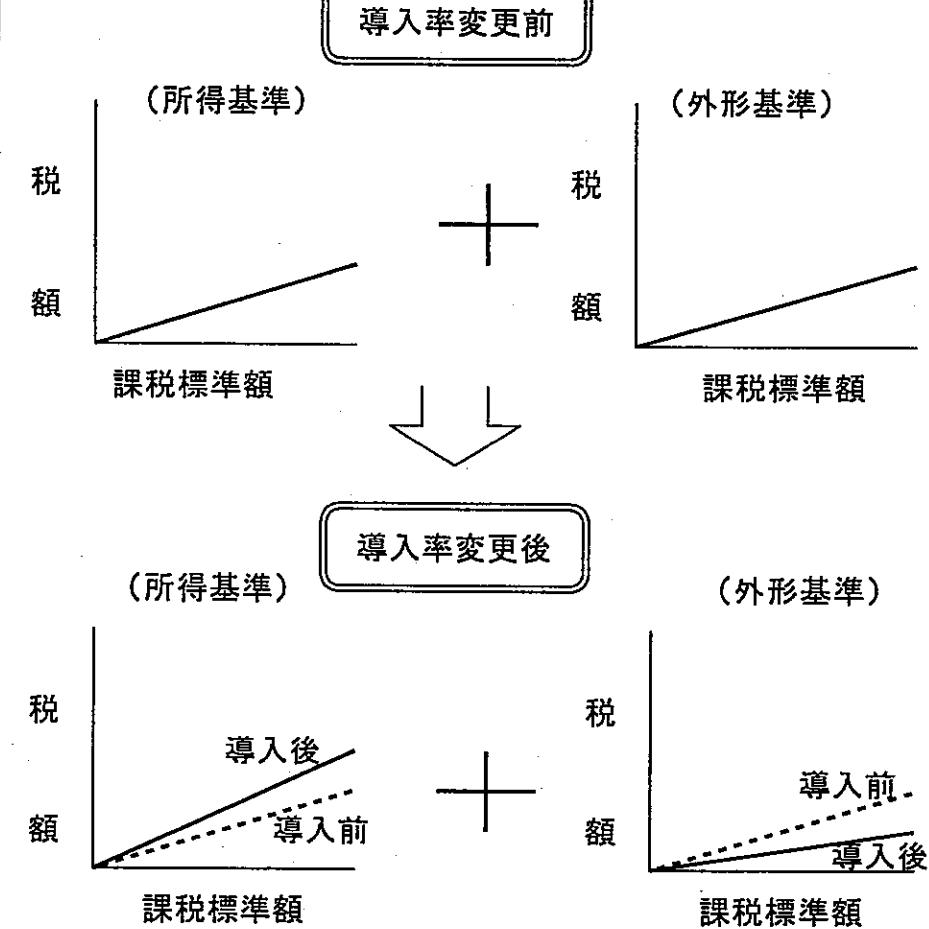
## ○ 導入率変更方式

### 考え方

一定条件を満たす者（例：資本金1億円以下の中小法人）について、外形基準による課税の適用率を低くするものであり、激変の緩和を図ることが目的である。

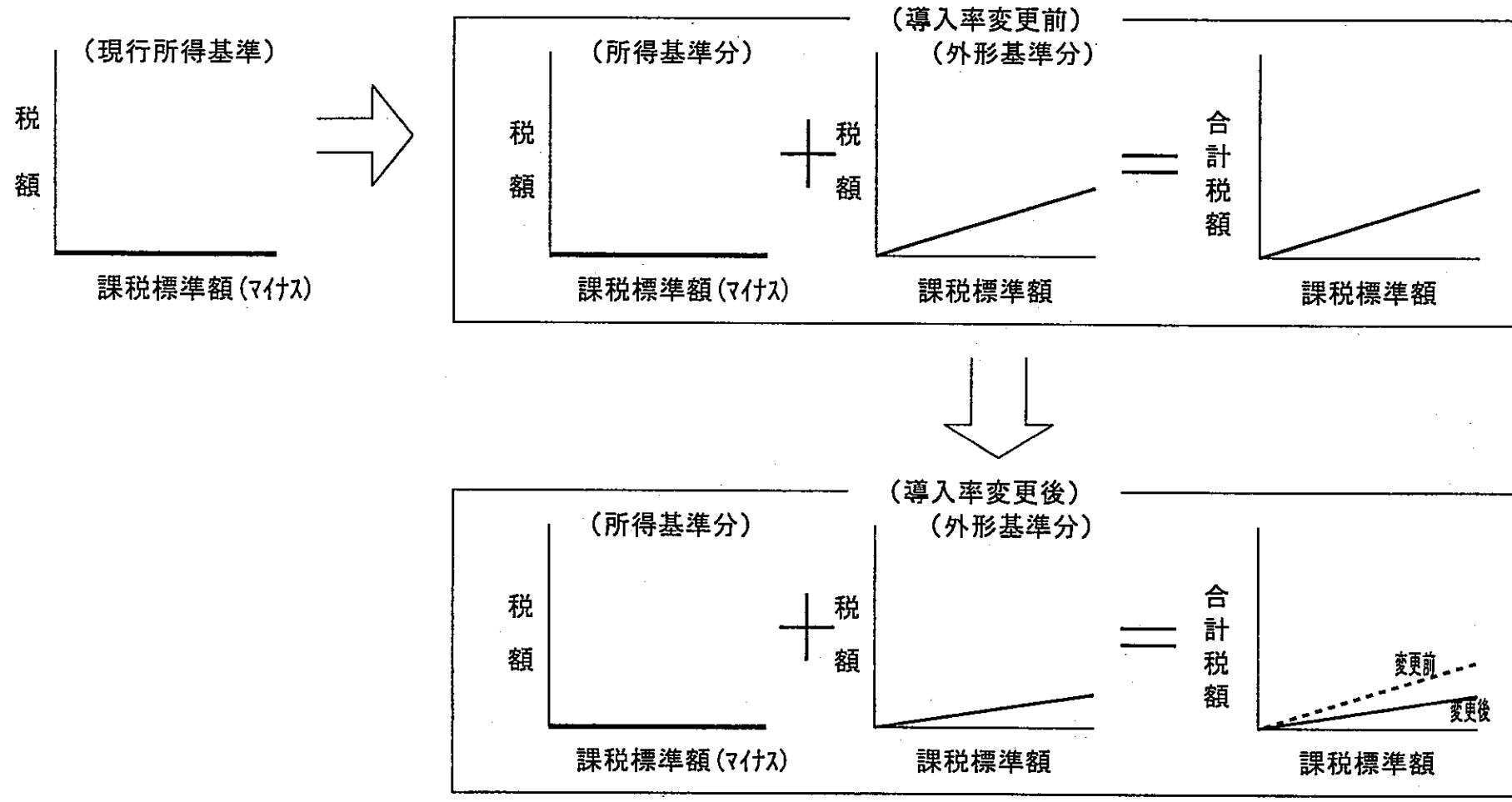
採用税目 該当なし

### イメージ



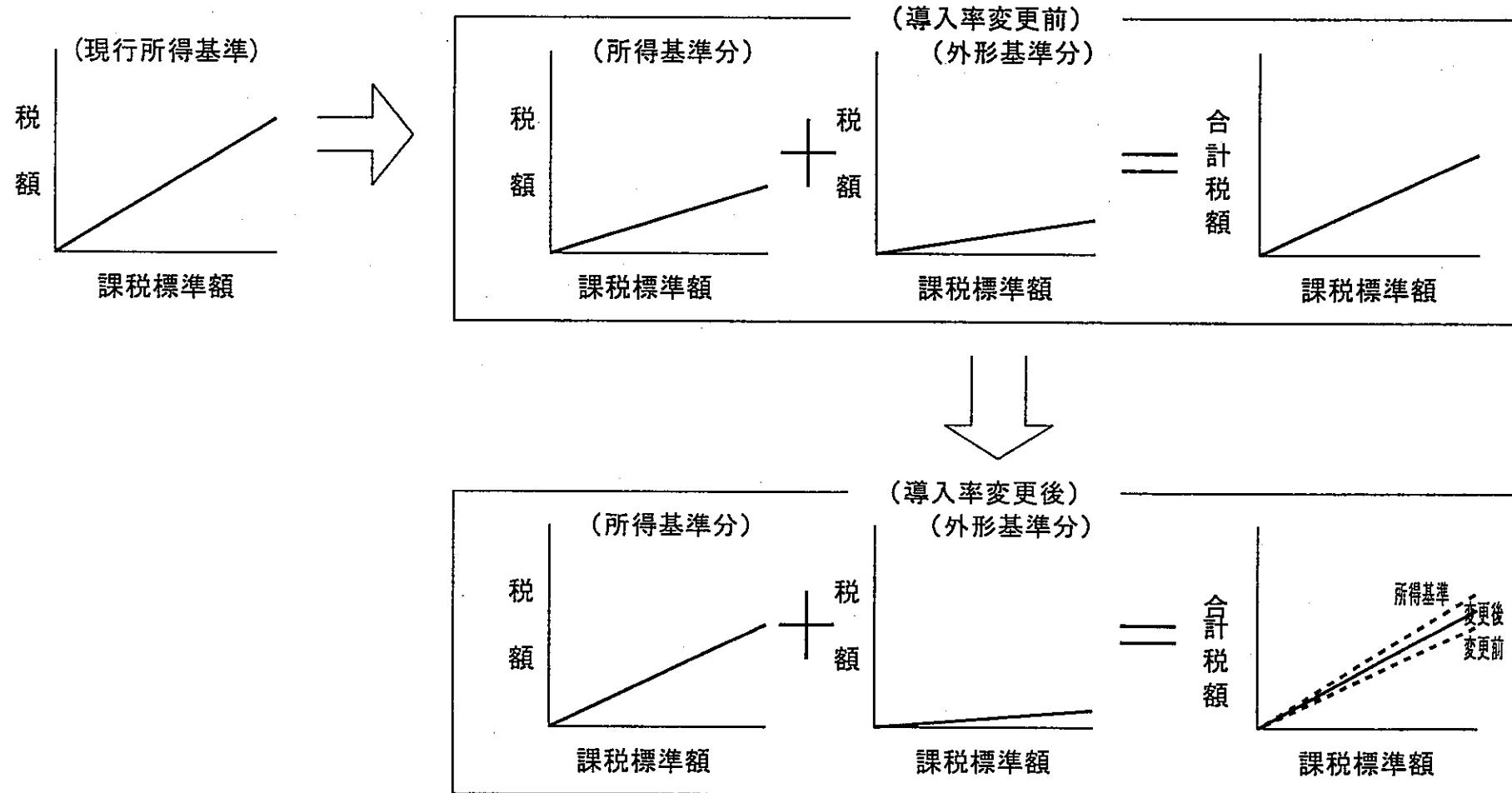
○ 導入率変更方式 (つづき)

イメージ（赤字法人の場合）



○ 導入率変更方式 (つづき)

イメージ (黒字法人の場合)



## 各配慮方策の効果の特徴

	軽減税率方式	基礎控除方式	免税点方式	導入率変更方式
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 軽減税率の対象となる法人を含め、全ての法人に対して薄く広く負担を求めることができる。</li> <li>・ 課税庁の事務負担が他の方式と比べて、大きいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税標準が基礎控除額以下の法人については、納税義務が生じない。</li> <li>・ 課税標準が基礎控除額以上の法人の税額も軽減される。</li> <li>・ 免税点方式に比べ、課税標準が基礎控除額を超えた段階から税負担が急激に増加することはない。</li> <li>・ 薄く広く税の負担を求めるという外形標準課税の導入意義にそぐわないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税標準が免税点以下の法人については、納税義務が生じない。</li> <li>・ 課税標準が免税点を超えた段階から急激に税額が増加する。</li> <li>・ 薄く広く税の負担を求めるという外形標準課税の導入意義にそぐわないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税負担の変動幅を緩和することになる。</li> <li>・ 導入率が低いと外形標準課税の導入意義が薄れるのではないか。</li> </ul>

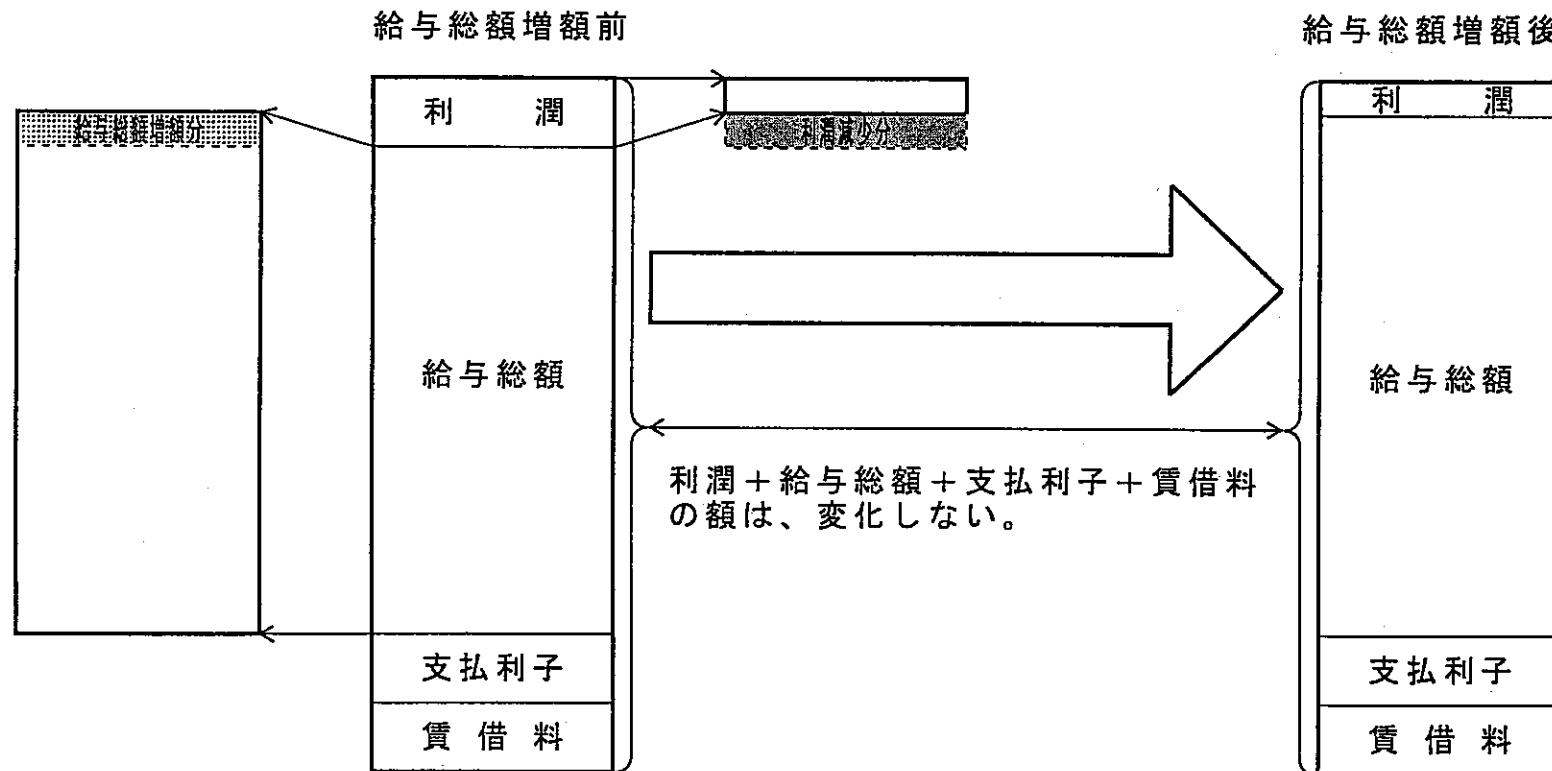
## 給与総額と利潤の関係

### 損金と利潤の関係

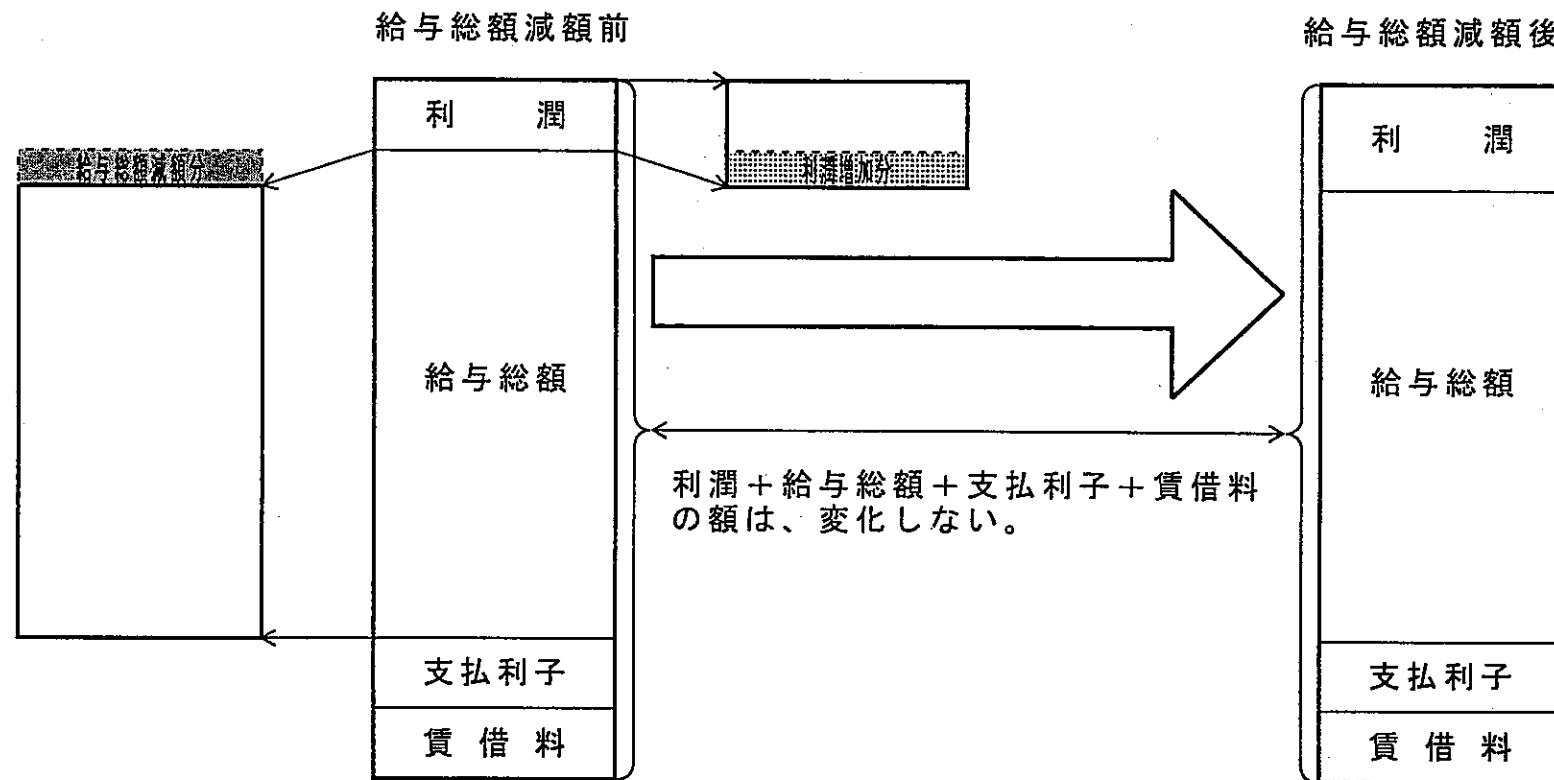
原則として、

- 損金の増加 → 利潤の減少
- 損金の減少 → 利潤の増加

業績や経営環境が変わらないにもかかわらず、給与総額だけを増額すると、



業績や経営環境が変わらないにもかかわらず、給与総額だけを減額すると、



# 現行地方税法における事業税の課税標準

現在、法人事業税は大多数の法人については所得（及び清算所得）を課税標準として課されているが、現行地方税法においても、下記のとおり外形基準による課税が採用可能とされている。

根 拠 規 定	課 税 標 準（外形基準）
法第72条の19	<ul style="list-style-type: none"><li>・資本金額</li><li>・売上金額</li><li>・家屋の床面積又は価格</li><li>・土地の地積又は価格</li><li>・従業者数</li></ul> 等 } 左のものと所得との組合せ 也可能

（参照条文）

## （法人事業税の課税標準）

第72条の12 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業にあつては各事業年度の収入金額、その他の事業にあつては各事業年度の所得及び清算所得による。

## （事業税の課税標準の特例）

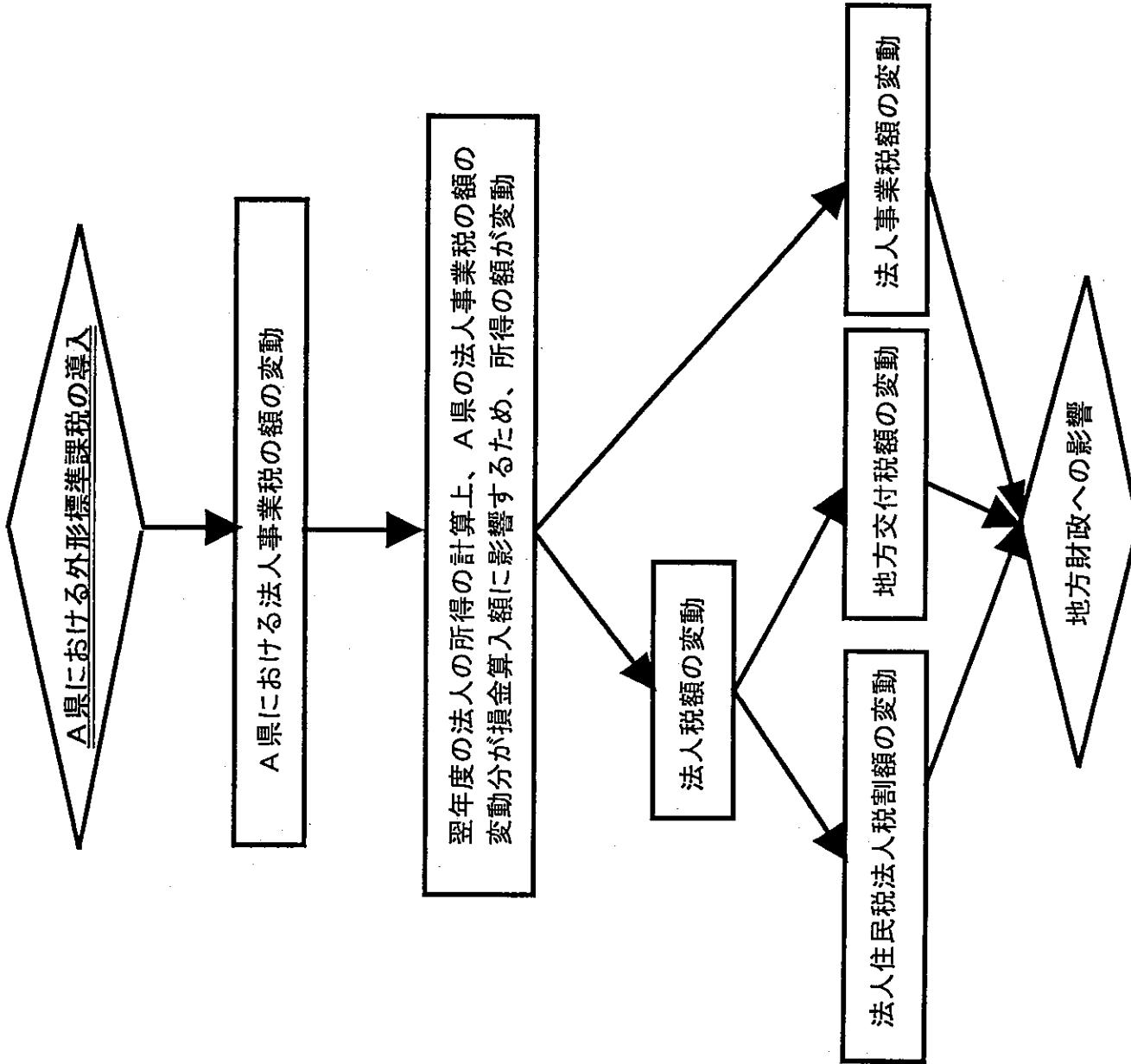
第72条の19 法人の行う電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業以外の法人又は個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第72条第1項《事業税の納税義務者等》、第72条の12《法人事業の課税標準》及び第72条の16《個人の事業税の課税標準》の所得及び清算所得によらないで、資本金額、売上金額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とあわせ用いることができる。

## （事業税の標準税率等）

第72条の22（第1項～第8項 略）

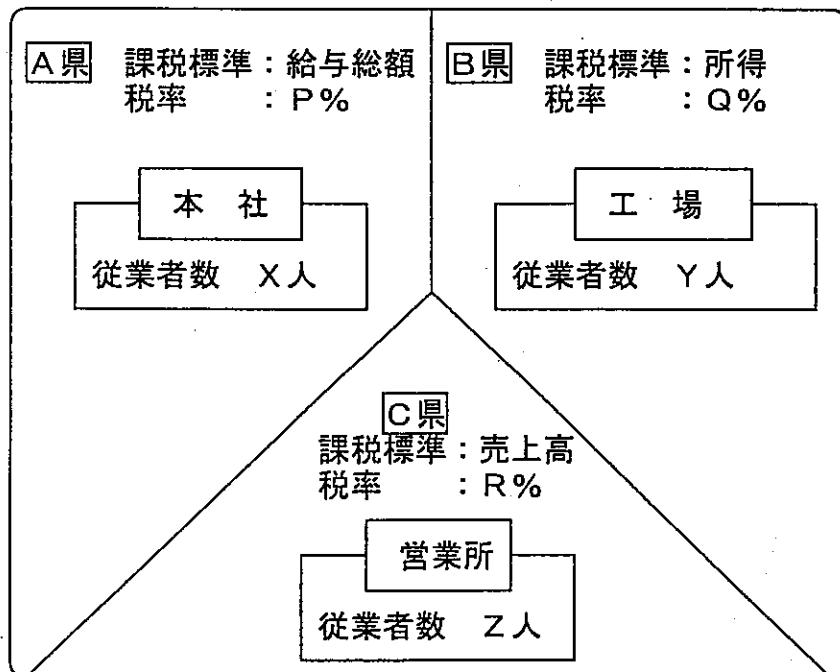
9 道府県が第72条の19の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第1項、第2項、第6項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失すことのないようにしなければならない。

ある地方団体が独自に外形標準課税を導入した場合に  
他の地方団体の税収等に与える影響



## 外形標準課税の単独導入と全国導入の場合における申告事務の比較

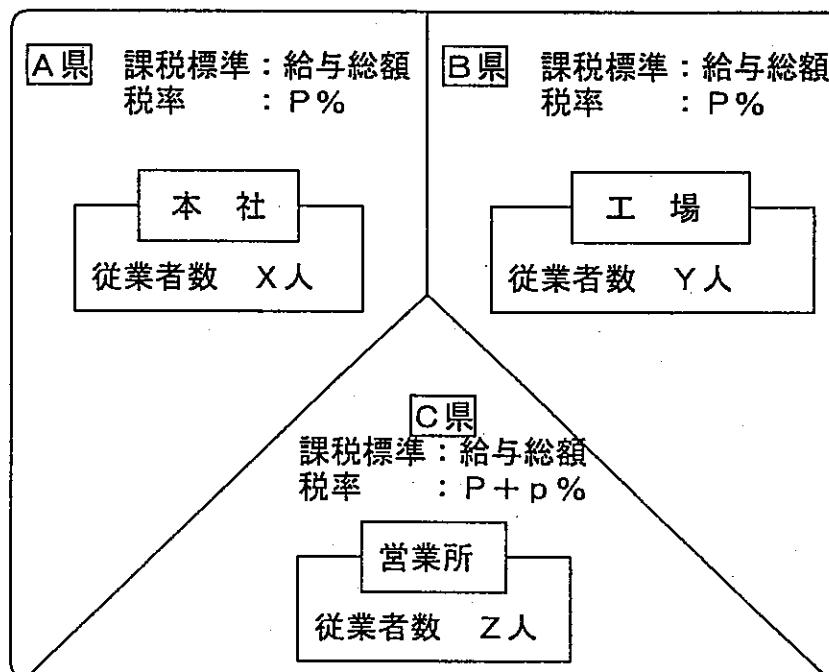
ある地方団体が地方税法第72条の19に基づき  
独自に外形標準課税を導入した場合の申告事務  
(分割基準が従業者数のみの法人である場合)



(申告に必要な事務)

- 給与総額、所得、売上高の3種類について、企業全体の課税標準を積算する必要有り。

全国的に外形標準課税を導入した場合の申告事務  
(分割基準が従業者数のみの法人であり、  
導入する外形基準が給与総額である場合)



(申告に必要な事務)

- 課税標準の積算は、企業全体の給与総額（1種類）について行えば足りる。
- なお、各地方団体毎に税率に差がある場合（例：C県）もあるが、分割された後の課税標準に各々の地方団体の税率を乗じて算定し申告納税する事務は特に増大しない。